

近世初期における石見銀山の支配

——大久保石見守長安を中心にして——

村上直

はじめに

十六世紀中頃より十七世紀にかけては、全国的に金銀山の開発が活況を呈し、画期的な殷盛をみるにいたったことは、周知の事実である。この盛況は積極的な戦国大名の資源開発政策によっておこなわれたのであるが、それは領国支配より全国の政治統一事業への進展に伴ない、商品経済の拡大発展という基本的條件を背景として、金銀の軍用金・恩賞物としての効用から、貨幣価値へとしだいに高められていくことに起因する。

また、このような金銀集積の傾向は、豊臣政権の成立・展開に伴もなじ積極化するが、江戸幕府においても幕府権力の確立のため、封建的土地所有権の一円的な掌握の線に沿って、鉱山直轄制の下に拡充され、重要な財政基礎をなすに至つたのである。⁽¹⁾

初期江戸幕府の鉱山開発において、その政策の中心的役割を果した

のは、奉行衆として幕政上において重要な位置を占めていた代官頭大久保石見守長安である。⁽²⁾

本小稿においては、このような戦国時代から近世初期にかけ政治的経済的な推移を背景としながら、とくに大久保長安の鉱山支配に視点をすえ、石見国大森銀山における支配形態と鉱山開発の動向について考察をすすめてみることにする。⁽³⁾

注(1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』三〇一頁以下。小葉田淳『鉱山の歴史』五四頁以下。

(2) 村上直『家康と大久保長安』日本人物史大系³ 近世I (朝倉書店昭和三四年刊) 所収。同「大久保石見守長安」日本史の人物像⁵ (筑摩書房 昭和四二年刊) 所収。同「大久保石見守長安の研究」覺書

『信濃』第一九卷第一・二・三・五・六号参照。

(3) 近世初期の石見銀山の研究については、山根俊久『石見銀山に関する研究』(昭和六年刊) 石村禎久『石見銀山物語』、坂根・江面・高橋『石見銀山』。他に内藤正中『石見銀山』日本産業史大系⁷ 所収。『島根縣史』九『第五節大森銀山』等参照。岩成博『石見銀山と交通路』(山岡榮市編『後進地域の社會と文化』所収。第四章 周辺地域の歴史と文

化、第二節)。山本清「大森銀山遺跡について」(『島根県文化財調査報告』第二集)。後藤藏四郎「大森銀山代官屋敷址調査報告」(『島根県史名勝天然記念物調査報告』第九輯)。山岡栄一「漁村の社会経済史的研究——大森銀山領大浦の場合——」(『山陰文化研究紀要』第四号)。岩成博・江面龍雄「石見銀山領における年貢諸役の推移と農村構造——安濃郡刺賀村、邇摩郡忍原村を中心として」(同上書)。『新修島根県史』史料編3近世下(昭和四〇年刊)には天領として、「銀山要集」「銀山舊記」他が収録されているが、慶長七年「石州黒松分御檢地帳」、延寶五年「石州銀山諸運上並地方中御勘定目録」の他は享保年間以降の文書である。

武田藏前衆と大久保長安

戦国大名の蔵入地(直轄領)の設定については、その存在形態が零細性且つ分散性にあることが指摘されている。それとともに、大名領国支配が支城(領)単位の領国であり、その城領(蔵納分・知行分)が直轄領として主要な存在を占める一方、鉱山開発・交通要衝(領内流通路)の掌握が大きな役割を果したことが明らかにされている。

このようないくつかの大名領国の経済構造は、もとより甲斐の武田氏の場合においても異例ではないが、その領国支配は分散した蔵入地を有機的に把握するため、府中(甲府)を中心として行政・財政を司る奉行職が設定されたということができる。⁽²⁾甲斐の代官衆は、別稱、蔵前衆ともいわれ、三十五名が所屬し、頭役は府中の上一條において一般庶務を統轄していた。かれらは領内蔵入地の年貢諸役の収納、土木治水、さらに⁽³⁾金山衆とともに鉱山の開発と管理を担当し、蔵入地全般の支配に当っていたものといえる。

武田領国内における金山開発は、武田信玄の治政を最盛期とし、黒

川金山をはじめに、中山・保村・中村・御座石・川尻・黄金澤などの諸金山を数えるが、これらの金山の直接の開発は、堀間を安堵された金山衆によっておこなっている。したがって直営によらず、かれらの請負によって稼行されていたのが一般的であったとみることができる。そのため金山管理の統一的掌握は、一応、財務・民政を担当する蔵前衆によって行使されたというべきで、領国支配における蔵前衆の位置は注目すべきものがあつたということができる。

このように年貢諸役・治水工事・鉱山開発を主要な職掌とした蔵前衆が、甲州流の特殊技能を習得し、武田民政の基礎工事の中心的役割を果していったことは当然であるが、その多くが武田氏滅亡後、徳川幕下に服属し、地方功者として活躍した背景には、卓越した甲州流の技術が基底をなしたものということができる。

武田藏前衆については、『甲斐國志』『甲陽軍鑑』『濱松御在城記』などによって、その一部が明らかにされているが、さらに徳川氏の甲斐経略の促進にともない、天正十五・十六年における年貢割付状において、蔵前衆大野主水・小宮山民部・雨宮次郎右衛門・石原新左衛門とともに、大久保十兵衛(長安)の署名をみることができることから⁽⁴⁾、大久保長安もその前身は武田藏前衆の一員であつたことを知ることができる。

右衛門正一・日下部兵右衛門定好と、ほぼ同格の位置にあつたことが明らかにされている。⁽⁶⁾ しかしながら、大久保長安が、徳川家臣の一員として、その手腕を高く評価され、財政・民政上において注目すべき

存在を示すのは、なんといつても徳川氏の関東入国以後とみることができるのである。

天正十八年八月、徳川家康に豊臣秀吉の命によつて旧領五か国を去つて、関東入国を行なうが、この時期において大久保長安は、代官頭伊奈熊藏忠次・彦坂小刑部元正・長谷川七左衛門長綱と共に、代官頭として関東直轄領支配の中核に位置することになつたということができる。

とくに慶長五年、関が原の戦以後、徳川氏の霸権確立による所領の拡大に伴もない、大久保長安の支配地は、ほぼ百二十万石におよぶ広大なものとなつた⁽⁷⁾。それと同時に、江戸幕府の鉱山直轄制に基ずき、金山奉行を兼務し、全国的鉱山の統一支配を促進し、財政担当の奉行衆として幕政上、重要な位置を占めるに至つたのである。

注(1) 藤木久志「大名領国の経済構造」日本経済史大系2中世 二六四頁以下。

(2) 村上直「武田領国支配における御料所について」『甲斐史學』第一八・一九合併号。

(3) 村上直「武田家臣団の解体と蔵前衆」『日本歴史』第一四六・一四八号。

(4) 村上直「武田蔵前衆について」『甲斐史學』第二二号。

(5) 『朝野舊聞裏纂』卷二百六。九月の項。『大三川志』九月の項。(内閣文庫所蔵) 村上直「大久保石見守長安の研究(著書)」『信濃』第一九卷二号。

(6) 村上直「大久保石見守長安と甲斐」『甲斐史學』第一〇号。

(7) 『佐渡年代記抜書』に、大久保長安は「武州於瀧山城主ニ被成下」

石見守と受領有^レ之其後、諸國總御代官頭被^ミ仰付、百廿萬石支配之由申傳^トある。

大森銀山支配と大久保長安

大久保長安が、金山奉行として最初に手がけた鉱山は、石見国大森銀山である。

石見銀山は、毛利氏の石見国進出に伴ない弘治二年に吉川元春が銀山を支配したが、後、尼子・毛利氏による銀山争奪を繰返し、永祿五年に至つて毛利氏が制覇し、銀山を領有することになつた。天正十二年、銀山は毛利氏の帰服によつて秀吉の管轄下におかれることになつた。秀吉は直ちに近藤若狭守を銀山目付として下向させ、毛利氏からは三井善兵衛が奉行として管理にあつたのであるが、これによつて莫大な『石州銀』の運上の徵納を命じたのである。⁽¹⁾

このように石見大森銀山は、豊臣政権の一角に組込まれ、重要な財源として位置を占めることになつたのであるが、慶長五年関ヶ原の戦によって徳川氏の霸権が確立すると、石見国は毛利氏の領国より削除され、新らに鉱山直轄制の原則に基き、徳川氏の管轄下に置かれることになつたのである。その間の経緯については、『銀山舊記』によると、

銀山支配之儀、慶長五子年以前ハ、輒と相しぬ不申候得共、慶長六丑年^タ、大久保石見守銀山奉行被^ミ仰付、延寶三卯年永田作大夫迄、七十五ヶ年の間奉行所にて、同年拓植傳兵衛^ム、御代官ニ相成、當時迄御代官所ニ御座候、
とあり、また『石見銀山紀聞』によれば、⁽³⁾

諸國金銀涌出ノ山多シ。就夫、當石州銀山爲御奉行、大久保石見守殿、三枝
源藏尉殿、彦坂小刑部少輔殿^(マニ)、御成御下著、

霜月廿一日 伊備前(印)
長七左(印)
大十兵(印)

吉岡隼人殿
まいる

とある。これによつて石見銀山は、徳川氏の直轄下に置かれるや、直ちに、大久保長安・彦坂元正が下向し、その採掘の状況について詳さに査察が、行われたものと推測することができる。

家康の命による石見銀山の支配は、すでに、鉱山開発に精通し極めて的確な判断によつて鉱山の将来を予見しうる大久保長安、および彦坂元正を、直接、下向させたことによつても、大きな期待を家康自らいだいていたことが窺知されるが、その銀山奉行については『石見國名跡考』⁽⁴⁾によると、

銀山、慶長五庚子年より徳川家の料となりて彦坂小刑部といふを奉行とし、次に八月廿八日に、大久保重兵衛長安と云を奉行とす。是を後に石見守と云ふ。

とあるように、彦坂元正を初代奉行、ついで大久保長安を二代目奉行とする記載も見うけられる。しかし、この点については、なお再検討を必要とし、むしろ大久保長安に随伴し彦坂元正が石見国に下向したとみるべきが妥当であると思われる。

慶長六年十一月二十一日、代官頭伊奈備前守忠次、長谷川七左衛門長綱、大久保十兵衛長安の連署によつて、石見銀山の査察を命じた銀山付役人吉岡隼人に対して、次のような連署状が与えられている。⁽⁵⁾

其方爰許逗留中、拾五人扶持被^レ下候間、彌入^レ精銀山見立可^レ被^レ申候、松下善一への切手者別紙ニ遣候、己上、

御傳馬之儀、惣太^(ママ)と申候間、申上候へべ、一宿へ五拾疋^{ムニ}相定、屋敷可^レ被^レ下由御意候、赤坂廿五疋、^(御油)五井へ廿五疋、兩宿へ可^ミ申付由御意候、但、大久保^(大久保長安)彦坂元正^(マニ)石見へ被^レ下候間、彼衆路飯之上、屋敷之員數、傳馬ノ員數、書立相下可^レ申候、先爲^ミ心得如^レ此候、以上
十二月六日 伊奈備前(花押)

とある。これによつて慶長六年十二月には大久保長安と彦坂元正が同道して、石見国に下向していることが明確である。とするならば石見銀山奉行については、先記の『銀山舊記』や『石見銀山紀聞』のごとく、大久保長安を初代とするのが正しいようと思われる。⁽⁶⁾

石見国大森銀山の本格的な採鉱は、戦国時代以後といわれるが、大

久保十兵衛長安が銀山奉行となつてから、銀の產額は激増し、最盛期

を迎えることになる。長安は銀山の視察に当り、大森町東端に陣屋を構え⁽⁹⁾、石見国の民政を掌握したが、當時、石見国は六郡四八七か村石高十四万三千三百石であったと伝えられている。石見国を直轄化したのは、徳川氏の重要な鉱山直轄制の原則に即して行われたものであるが、以後、延宝三年永田作大夫まで奉行支配が実施され、ついで代官支配へと移行した。⁽¹⁰⁾

大久保長安の石見銀山の査察については、年次を明確にすることはできないが、恐らく前後三回位であったと推測されている。⁽¹¹⁾ これについて『當代記』によると、

慶長六年辛丑年より今年迄十三年間、佐渡國・石見國諸國金山へ、年中に一度宛上下、路次中の行儀夥事也、召遣之上郎女房七八十人、其次合二百五十人、同道ノ間、泊々ノ宿、何も代官所成ければ、家々思様に作並たり、其外傳馬人足已下、幾等と云不レ知レ數、毎度上下如レ此、偏如ミ天人、更凡夫の非所レ及、就之、諸國下民同町人、その費不レ可ニ勝計⁽¹²⁾、又其泊々朝夕食事、同其町々の者務レ之、たゞ爲レ之迷惑する。

とある。このうち佐渡・石見・諸国金山へ年内に一度ずつ査察したということは、疑わしいが、その旅行が贅沢を極め、伝馬人足のため農民、町人が困惑したことは想像に難くない。

大久保長安の石見大森銀山における、直接の指導は明らかにできなが、現存する「大久保間歩」は、長安が鉱山巡査の際に槍を立てて入坑した所といわれ、全山隨一の大坑で、直營五ヶ山の一に數えられている。⁽¹³⁾ これらの伝承によつて、長安が銀山の実地踏査を行なつたことは、後述する他の長安に關係する遺物・遺跡からも首肯できると思

われる。

大森銀山において粹銀を探掘したのは仙ノ山であり、この付近一帯を石銀⁽¹⁴⁾と稱している。仙ノ山は銀峯山ともいい、標高五三七メートル餘、その南麓の本谷⁽¹⁵⁾および昆布山谷⁽¹⁶⁾から多くの銀を探掘したが、次第に清水谷・大谷・栃畠谷⁽¹⁷⁾にも間歩が開かれ、これら一帯を銀山と稱し、その總廻りは約二里餘におよんだという。「大久保間歩」は、本谷にあり、末尾の見取図・断面図によつて、その原型を知ることができるが、奥に入ると旧坑の下底を拡大し切り下げた痕跡が認められ、とくに長安が乗馬で入坑できる大きさに掘らせたという伝説がある。坑口は東南に向つて開口し、坑口付近は幅約二・七メートル、高さ約三メートル、垂直横断面は方形に近いといわれている。⁽¹⁸⁾

石見銀山の銀塊移出港として知られる邇摩郡温泉津町、日蓮宗延命山恵瑞寺所藏の制札⁽¹⁹⁾には、次のように記してある。

禁 制

一、喧嘩口論之事

付、竹木

一、惡口高聲之事、

右條々於違輩者、可處嚴科者也、

仍如件

慶長八年五月十四日

十兵衛(花押)

この制札は大久保長安の十兵衛署名の最後のもので、全国的にも注目すべきものであるが、これによつて長安は五月以降九月までの間に

從五位下石見守に敍任していることを窺知することができる。長安の稱呼、石見守は石見國大森銀山開発の功績により与えられたことは明らかであるが、彼が金山奉行として、幕閣において確固たる位置を得たのも、ほぼこの時期であったと/or ことができる。ある。

大久保長安の石見銀山開発によつて、驚異的実績を支えたものは、山師安原備中因繁⁽¹⁷⁾の存在であつた。これについては『朝野舊聞裏藁』によれば、慶長八年八月一日「諸大名出仕あり、石見の土人安原傳兵衛、銀山の石を獻して拜謁す。大久保石見守長安被露す」⁽¹⁸⁾とある。

この経緯については『銀山舊記』『石見銀山紀聞』、『石見國名跡考』および『東照宮御寶紀』卷六、等によつて詳細に伝えられているが、とくに、貞享元年四月十四日、安原十郎兵衛の書上⁽¹⁹⁾には次の如く記してある。

乍恐謹而言上

石州邇摩郡本谷、安原十郎兵衛與申者に而御座候、私祖父安原備中と申者、石州於銀山、蒙觀音靈夢之告、御山之儀、大久保石見守様へ奉願候處、石見守様にも、右之趣度々御靈夢の由に而被仰付⁽²⁰⁾、其時より御山盛、御運上金、壹ヶ年三千六百貫目宛、三年指上、其以後も、千貫目、貳千貫宛數年差上候、因之、石見守様右之趣被達御上聞、慶長八年八月朔日、於伏見御所⁽²¹⁾、乍恐大御所様江被⁽²²⁾召出、御目見被⁽²³⁾仰付、則備中に被⁽²⁴⁾成下、爲御褒美、忝も御羽織、御扇子御直拜領仕候儀、偏佛神三寶之御加護と、難⁽²⁵⁾有頂戴仕候。備中并世恵主稅助、私迄三代年數八十餘年所持仕候(以下略)

貞享元年申子

安原 十郎兵衛 (印)

卯月十四日

同 清石衛門 (印)

これによつて大久保長安と安原備中因繁の関係を知ることができるが、『東照宮御寶紀』によると、慶長八年八月三日には「小堀新助正次御使として、石見の安原傳兵衛が積年銀鑛の事に心用ひしを褒せられて、備中と名のらしむべきよし大久保石見守長安に仰下さる」とあり、さらに同月五日、「安原備中改稱を謝し奉り、伏見へまうのぼる。御前に召て着御の御羽織御扇を賜はる。備中頓首して落涙におよぶ、銀山記上⁽²⁶⁾」とある。以上の記録によつて、安原傳兵衛は、八月三日以降、備中因繁と改稱することになったことが明らかである。⁽²⁷⁾

大森銀山の盛況については、『當代記』によると慶長七年の頃に「石見国金山も倍増して四五千貫目被納、是も先代森輝元の時は僅の義也」とあり、慶長十年三月十七日付の安原備中因繁の自筆の自伝⁽²⁸⁾にも「頓而御山繁昌夥シ、依之自分ニ召使フ者及千餘人、國々人群集スル事貳十萬餘、谷々ニ銀鍊充滿、而六谷⁽²⁹⁾超⁽³⁰⁾過日比⁽³¹⁾、屋作家風尋常ニ而、佛閣甍ヲ雙ヘ、六時之鐘ヲ鳴シ、或ハ大鼓打テ、晝夜賑事、不異京堺」とあり、このことは『石見國銀山要集』⁽³²⁾において「慶長七年に、御奉行大久保重兵衛様、御社頭五拾石御寄附、同八年の春、銀山大火、今の大横相⁽³³⁾、米かみ岩の所迄、三千軒餘焼失す、社頭も類焼致し、重兵衛様御再建也」とあり、慶長八年の春の火災において、戸數三千余軒を焼失したとあることからも裏づけている。

さらに慶長十二、三年、佐渡駐在の大久保長安の下代、岩間惣太夫・草間内記から駿府在住の家老戸田藤左衛門宛に出されたとみられる書状の中に、「小野道^(尾道)より両三度之御書霜月十二日ニ拜見仕候所ニ石州銀山五拾年此かたニ無、盛申候由被仰候て我等まで大慶ニ奉存候⁽³⁴⁾」

とあり、同じ頃の書狀にも「石州銀山盛申候、又、御運上銀三百貫目
(尾道)
おの道迄參候由、扱々目出度奉存候⁽²⁶⁾」さらに「二月三日の御書頂戴仕
候、殊石見銀山、伊豆銀山盛申候由、目出度奉存候事⁽²⁷⁾」とあることか
らも、大久保長安の奉行支配の時代には、活況を呈していたことを窺
知することができる。

安原備中因繁は、大久保長安の燭眼によつて抜擢をうけ、その才覚
を縦横に發揮したことができるが、「釜屋間歩と名付たる、此
間歩^(大久保)納る所の運上銀、一ヶ年に三千六百貫目也、御奉行石見守殿、
此旨をは上へ奏達有ければ、御感ましまし、頓て安原を召れけり」⁽²⁸⁾と
あることから、備中因繁の開発した間歩のうち、釜屋間歩は、さきの
大久保間歩とともに最大の採鉱量を示したものといえるのである。

「釜屋間歩⁽²⁹⁾」は、「大久保間歩」と同じく、本谷にあり、坑口は、東
北に向つて開き、高さ一・八メートル、底幅九〇センチメートル、天
井幅八〇センチメートルの台形をなしている。坑口の所は垂直に
あたりから鉱脈を追つて掘つた小坑が数多くある。坑口の所は垂直に
岩壁を切削した広い崖の面があり、現在でも入口の右側には、基壇が
遺存している。

この他に、江戸時代には本間歩・龍源寺間歩・福神山間歩・新切間
歩・藏之丞間歩の存在が盛況の基礎となっていたといえるのである。⁽³⁰⁾

現在、島根県大田市大森町、仙ノ山の山中の大久保・釜屋間歩の付
近、本谷の安原谷には、安原備中因繁の墓がある。墓石の正面には「來
迎院紫閣淨雲禪定門」とあり、右側面に「元和九癸亥年八月五日」、
左側面に「銀山忠功安原備中知種墓」裏面には「萬延元庚申年秋再建

之」と刻まれてあり、隣接して五輪四、五基が存在している。⁽³¹⁾

また、仙ノ山麓、古義眞言宗銀峯山清水寺の境内には、同じく安原備
中因繁の墓がある。正面には「安原備中因繁墓」とあり、左側面には
「文政五年三月、因繁七世孫勝源岳 忍譽上人法廓・同八世孫 安
原佐三郎因意 建之」と刻んである。したがつて、この墓石は、備中

の七・八世の子孫が文政五年三月に建てたものである。『石見八重葎
邇摩郡下⁽³²⁾』には、「銀山山師安原傳兵衛(中略)其子孫安原佐三郎ト申ス、
當時、津和野領日貢村ニ住ス」とあるが、この安原佐三郎は備中因繁
の墓の造立者とみることができる。備中因繁の墓は、いずれも江戸時
代後期に再造されたものであるが、清水寺には因繁の信仰した銀寄生
(純粹銀)の觀世音菩薩像、家康から慶長八年八月五日に与えられと
いう三ツ葉葵の陣羽織と扇子が所蔵されている。

注 (1) 山根俊久『石見銀山に関する研究』石村禎久『石見銀山物語』坂根・

江面・高橋『石見銀山』他、岩成博『石見銀山と交通路』(山岡榮市
編『後進地域の社會と文化』二一五—二一九頁)

(2) 『東京市史稿』産業篇第二 六四二頁。なお『石見銀山紀聞』『石州
銀山小錄』も同記事である。

(3) 石見國銀山文書(内閣文庫所蔵)所收。『大日本史料』第一二編之一

四〇八頁『東京市史稿』産業篇第二 六四二頁。『石見銀山紀聞』。

(4) 『大日本史料』第一二編之一 四一一页。同書第一二編之一 一三
三頁。

(5) 石見國銀山文書(内閣文庫所蔵)。『朝野舊聞叢藁』四七七卷、『石見銀
山小錄』

(6) 『佐渡年代記』卷之一によると、慶長九年四月「横地所左衛門、原土
佐、吉岡出雲等石見守に従ひ來り(中略)出雲は銀山の事を沙汰す」
とある。村上直「近世初期佐渡鉱山の支配について——とくに大久保
石見守長安を中心にして」『信濃』第一八卷一号。

- (7) 「御油町役場所藏文書」中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之二
二二五頁。
- (8) 『島根縣史』九、六五〇頁「第二節大森代官と職制」によると、
慶長六年六月 (彦坂小刑部・大久保十兵衛)
同 七年一十四年 七ヶ年 大久保石見守
一ヶ年 永田大隅守
- (9) 同 十八年一寛永二年 三ヶ年 竹村 藤兵衛
同 十八年一寛永二年 三ヶ年 相馬左内
- (10) 山根俊久『石見銀山に關する研究』附錄、一、天領統治概観、(一)天
領統治概略によれば、「石州が幕府の直轄となつたのは慶長五年秋關
ヶ原役に毛利氏が所領を削減せられてからで翌六年幕府は大久保長安
を奉行として石見に下らせた。大久保長安、後石見守を號して府を大
森町東端に開いて石州統治に當つた」(一頁)とある。後藤藏四郎「大
森銀山代官屋敷址調査報告」(『島根縣史蹟名勝天然記念物調査報告』
第九輯 六五頁以下)
- (11) 山根俊久 同書 付錄 一頁。
- (12) 村上直「大久保石見守長安の研究覺書」『信濃』第一八卷第二号。
『當代記』卷之八 『史籍雜纂』第二 一八九頁。
- (13) 石見國大森銀山の御直山五ヶ山は、新切山・新模相・龍源寺山・永久
塚所・大久保山をいう。
- (14) 『銀山舊記』によると、「銀山仙の山と申は、總廻り二里余、高さ三百
間の大山に、數多の絃筋、東西に行渡り候を心懸、所々より間歩を開
き相稼、夥敷得盛」とある。『大日本史料』第二編之一 四〇六頁。
- (15) 島根県大田市大森町字本谷(竹田下モノ切南向山一六二八番地)山本
清「大森銀山遺跡について」『島根縣文化財調査報告』第二集、七七
頁。
- (16) 島根県宍道郡溫泉津町、惠瑞寺所藏。
- (17) 村上直「大久保石見守長安の研究覺書」『信濃』第一八卷第六号。
- (18) 『朝野舊聞裏藁』四九九卷。
石見國銀山文書(内閣文庫所蔵)『朝野舊聞裏藁』四九九卷。『大日本
史料』第一二編之一、四一〇頁。
- (19) 『東照宮御寶紀』卷六、慶長八年八月、(新訂増補『國史大系』第
三八卷「徳川實紀」第一 編八六頁)
- (20) 『當代記』卷三、史籍雜纂第二 七九頁。
- (21) 石見國銀山文書(内閣文庫所蔵)「石見銀山紀聞」『大日本史料』第一
二編之一 四〇七一四〇九頁。また、これについては、山根俊久『石
見銀山に關する研究』(二六八頁)および「石見國銀山文書」所收の『銀
山舊記』には、「石州銀山開起より多くの年月を経たり、其間或は襄
へ或は盛ることいく度ぞや、就中慶長の頃より寛永年中の大盛、土稼
の人數二十万人、一日米穀を費すこと千五百石餘、車馬の往來晝夜を
いはす、家は家の上に建、軒は軒の下に連りぬ、去れば銀山近き津々
浦々へ四方の大船競ひ繋き、五穀の類は謂ふに及はず、和漢の珍器重
寶に至るまで多く集り来る事、恐く今日日本の内此銀山に勝るましと申
し傳へたり」とある。
- (22) 『大日本史料』第一二編之一 四一二頁。『東京市史稿』産業篇第二
六四五頁。
- (23) 『大日本史料』第一二編之一 四一二頁。『東京市史稿』産業篇第二
六四五頁。
- (24) 『小葉田淳『鉱山の歴史』六四頁。岩成博「石見銀山と交通路」(山
岡榮市編『後進地域の社會と文化』二一六一二七頁)
- (25) 新潟県佐渡郡加茂村 川上家文書。麓三郎『佐渡金銀山史話』四四一
四五頁(写真)。
- (26) 『銀山舊記』石見國銀山文書所收『大日本史料』第一二編之一 四〇
六頁。
- (27) 島根県大田市大森町字本谷 石銀道(稻荷が鼻東向山一六二九番地)
山本清「大森銀山遺跡について」『島根縣文化財調査報告』第二集
七七頁。
- (28) 山本清 前掲論文 七八頁。なお筆者は昭和四十一年八月十九日、橋
本孟氏の案内により、龍源寺間歩(大森町大谷二の一八三番地)を調
査及び見学を行つた。
- (29) 橋本孟氏の御教示による。
- (30) 内閣文庫所蔵。『大日本史料』第一二編之一 四一一頁。

銀山付役人と民政支配

大久保石見守長安が石見国大森銀山支配に任せられていた期間は、慶長六年から同十八年四月に至る十二年間であったといえよう。この間ににおいて銀山開発に伴う民政支配の浸透は、現存する文書および遺物・遺跡からもその一端を窺知することができる。

慶長八年以降、大久保長安から石見国大森銀山の銀山付役人吉岡右近・宗岡彌右衛門・今井宗甚の三名に与えた書状⁽¹⁾には、次のように記してある。

九月十一日之書札

見候事、

一、佐州へ越候鐵之儀被申越候、二・八月ニ風の惡事ハむかし定候ニ態海

へ捨度候者、直ニ湯津へ捨元但馬迄越候而被捨候儀、不及分別候事、

一、二・八月船上乘儀ハ其元ニハ不被及候哉、かやうの儀御前へ何と可申上

候哉不及分別候事、

一、今度石州子丑兩年御勘定出入ニ付而三枝源藏、増左近、 佐兵庫、佐

和山迄御供申候そせう申上候、依之增嶋ハ佐和山へ御預、源藏ハ濃州加納

城へ御預、作兵衛ハ伊勢・桑名へ被成御預候事、

一、今度彦小刑、遠州より届來るとの辨も皆々船ニ而、すたる荷物迄わきまへ

被申候、其意趣ハ八月ニ荷をつミ出候儀、曲事存候間わきまへ候へと被仰

出候事、

一、三月四月五六月七月の内ニ破損之事ハ不慮候間、御勘定ニ立候て、二

・八月船上乗時荷積候事ハ、曲事ニ候間、小刑ニわきまへ候へと被仰出候

ニ左様之處存なから何と可申上候哉、不及分別候事、

一、我等も今廿四日大坂へ着候、關東ニも御用多候間、夜通可罷越由被仰付

候間、其元にてもさして逗留も有間敷候間、可有其心得事、

一、人馬之儀ハ宿村々ものニ申越候事、

一、ます田ニ而打候、菱子食を被申候、兩度ながら胸の鹽うすぐして兩胸くされ候何とてかやうによわくしほいたし候、毎事念入鳥をくさらかし候事手柄之事、

以上

九月廿四日

石見守（花押）

吉岡右近殿

宗岡彌右衛門殿

今井宗甚

宗岡彌右衛門は、のち宗岡佐渡と稱し、慶長八年大久保長安が佐渡奉行に任せられた際、佐渡へ渡海し銀山方の目代に任せられている。吉

岡右近、今井宗甚も石見銀山に關係する役人であったと推定することができる。右の書状中に「今度石州子丑年御勘定出入ニ付而云々」とあることから、石見国において慶長五・六年、銀山領における御勘定

の一件が発生し、大久保長安、彦坂元正とともに下向した三枝源藏らが処罰されたことが明らかである。また、長安は九月二十四日大坂に到着しているが、多用につき関東へ赴かねばならず、宗岡らも鉢山支配の情況を報告すべく大坂へ招かれたとしても、長い逗留とはならない旨を伝えている。この書状は署名によつて長安の石見守敍爵後とみることができるが、宗岡彌右衛門の渡海を考え合わせれば、恐らく、慶長八年の頃のものと推定することができるるのである。

大久保長安が大森銀山の盛況を背景として、銀山附役人、高野良喜に対して与えた書状⁽⁴⁾には次のように記してある。

役名	勤務	隠居	死亡
銀山付役人	銀山方地方御用	寛永18年	承應2年9月15日
同		元和5年	寛永9・2・28
同		萬治3年	天和2・7・26
同			慶長18・
同			寛永3・8・7
諸勘定元繰	銀山方地方御用	寛永3年	承應1年
銀山付役人		承應1年	寛永3・8・7
益田御役所		慶長12年	承應1・9・19
益田御役所		元和5年	元和3・4・29
銀山付役人		寛永9年	慶安3・6・24
同			寛永9・4・8
銀山付役人		寛永11年	寛永11・7・14
同		寛永18年	寛永18・8・16
同		寛永12年	寛永12・8・13
同			
同		寛永2年	寛永11・1・17
同		寛永11年	元和1・7・1
同		慶長18年	寛永18・2・5
同		寛永18年	
同		寛文2年	寛文2・7・23
同		寛永8年	寛永9・8・12
同			
同		寛永16年	寛永17・8・3
同			
銀山付役人	銀山方地方御用	慶長18年	慶長18・4・19
同			
同			
同			
銀山付同心	銀山見立御用	寛永11年	寛永18・3・10
同		寛永8年	寛永8・5・15
銀山付役人	勘定場役	寛文11年	慶長19・
銀山付役人		延寶1年	貞享4・8・27
同		寛文1年	延寶1・10・13
銀山付中間		正保2年	寛文1・3・3
極印所立會(役料1俵)			正保2・9・22
銀山付中間		寛永8年	
極印所下役(役料1俵)			寛永11・3・4
銀山付中間			
銀山付中間		寛永1年	寛永1・3・16
銀山付中間		寛永6年	寛永16・11・28
銀山付中間			
銀山付中間		寛永20年	寛永20・11・15
銀山付中間		寛文2年	寛文3・10・10
同		萬治2年	萬治2・6・16
極印屋敷(役料1俵)			
銀山付中間		寛永6年	寛永6・10・8
銀山付中間		寛永12年	寛永13・2・8
銀山付中間		慶長19年	承應2・1・25
同		慶安3年	慶安3・12・11
同		寛永16年	寛永19・4・8
同		寛文5年	寛文6・11・2
同		慶安4年	慶安4・11・29
同		寛永18年	寛永18・11・11
小頭役(役料2俵)			
銀山付中間		寛永11年	寛永11・8

第1表 石見銀山付役人一覽

である。

一、八月廿四日、一去九月八日ニ於江州柏原披見候、

一、路次中無何事柏原迄參候、此中之大雨ニ岐阜四日致逗留、萬可有推量事

一、十日ニハ伏見ヘ可參候、彼地ニ一兩日致逗留、其上隙明次第其表江可參候事、

一、大安寺普請出來候由、是又大慶候事、

一、此中ハ其元の山も能成候由、大慶候事、

一、駿州爲御移訖、諸大名以下相替儀も無之由申來候事、

以上

九月八日 石見守（花押）

良喜老

この書狀は、家康が諸大名の普請役で駿府城を修築したのは、慶長十二年二月であり、三月十一日には自らの駿府へ到着していること、⁽⁵⁾また大安寺の建立が、一説には慶長十二年といわれることから、恐らく、同年のものとみることができる。

書狀の内容によれば、長安は九月八日、近江国柏原において高野良喜からの書狀を披見した。道中では大雨のため岐阜で四日間逗留したが、九日には無事に柏原に到着した。十日には伏見に至り、一両日滞在の後、石見国へ赴むことなどを報じている。

高野良喜は、宛名において「良喜老」とあり、文中に「其元の山も能成候由、大慶候事」ともあることから、有力な銀山付役人であったとみられる。長安は、鉱山の情況について、このような銀山付役人から報告をうけていたのである。

さらに、この前後のものと推定されるが、伊奈忠次・大久保長安、奉行衆本多正純から高野良喜宛に次のような書狀が与えられているの

付々、不事欠様ニ能々才覺可仕候 以上、
急度申入候、仍於其元銀ふき炭、其方就才覺之由、石見御前へ被申上候、
依之、宰身仕候由を千代ニ可申越旨御詫候、彌石見次第ニ才覺尤候、委ハ
石見其表被參候節、可被申候、恐々謹言、

伊奈 備前守（花押）

正月五日

大久保石見守（花押）

本多 上野介（花押）

了喜

これによつて良喜の銀ふき炭は、長安より家康へ、その才覚が言上されたとあり、なお詳細は長安が石見へ赴いた際に伝えるとある。このように大久保長安の石見下向は、限られた期間であるが、銀山付役人との密接な連絡をとりながら、長安が大森銀山へ滞在中、種々指示を与えていたことが明らかである。

大久保石見守長安が、石見銀山奉行在任中に召抱えられた銀山付役人については、現存する天保十三年十二月「由緒書」によつて、その概況を知ることができる。収録されている五十七名について整理してみると第1表のようになる。（銀山の役人のうち竹内林平は元和三年に召抱えられていることから、必ずしも大久保長安在任中の者ではないが、在任中の活動が認められ勤仕することになったとの予測のもとに、特に含めることにした）。このうち本国の明らかな者、五十三名について国別についてみると第2表のようになる。即ち、石見国を生國とした役人は、三十六名におよび全体の約六十八パーセントを占

第2表 石見銀山付役人本国別人数表

本國	石見	長門	甲斐	武藏	相模	駿河	河内	山城	近江	大和	安藝	出雲	計
人數	36	5	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	53

第3表 石見銀山付役人年次別召抱え人数表

年次	慶長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	元和	計
人數	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	49

め、つぎの長門の五名、甲斐の三名を圧倒的に凌いでいる。これによって石見銀山の盛況を支えた地役人は、特に鉱山発掘の技術を必要とするところから、戦国時代以来から大森銀山に關係した石見国出身者を中心として行われたことを明確にしている。

しかし、大久保長安の銀山支配実施の過程で広範囲の技術巧者を採用したことは、その他に武藏・相模・駿河など関東・東海地方の出身者が含まれていることからも窺知することができる。このことは恐らく長安の石見国下向に際して、随伴したものと思われるが、とくに甲斐から三名も加っていることは、武田蔵前衆または金山衆として、甲州流採鉱法に巧みな地役人を招き、技術的吸收を目途とした、長安の配慮によるものとみることができる。

また、銀山付役人に召抱えの時期を整理すると第3表のようになる。これによると明記されている四十九名中慶長九年が圧倒的に多く十八名に及んでおり、同八年の八名を加えれば計二十六名となり、約

五十三パーセントを占めることになる。この時期に次ぐのが、長安の病死した慶長十八年の六名である。地役人の數は年次を追って増加したといえるが、慶長八・九年に集中的に増加していることは、この時期において、銀山採掘量の増大がその背景をなしてしたことを示しているということができるのである。

第1表の銀山付役人のうち、河野與右衛門については、その詳細を知ることができないが、九月三日付、大久保長安から河野與右衛門に與えた書状には、次のようなものがある。

九月三日
河野與右衛門殿

信安（花押）

先書申入候通、其方父於大坂討死之節無比類動いたし、終忠死之段、上様不斜御感候、追而宜御沙汰可有之間、我等ニ茂其方へ心を用置候様にと之事ニ候、冥加ニ可被存候、拙者ニおんても悅申候、右申入候、恐々謹言、

大石見守

これによつて河野與右衛門の父が大坂において忠死したことを伝えているが、その時期や経緯は明らかでない。

川井小右衛門については、慶長五年、「大久保石見守、彦坂小刑部爲上使、石州銀山江下向之節被召抱」⁽⁹⁾とあることから、大久保長安、彦坂元正の下向に際し、登用されたことを伝えている。

澤井紹簡については、慶長七年「銀山奉行大久保石見守支配之節被召抱、益田料五萬石郡代被仰付、御切米百五拾俵被下置、益田御役所相勤」⁽¹⁰⁾とある。また、澤井小左衛門については元和五年に「益田料石州濱田城主古田大膳太夫江引渡、當銀山江引取銀山附役人相勤」⁽¹¹⁾とも

あることから、大久保長安の鉱山支配において、石見国益田領五万石の支配は、直接、澤井紹簡が郡代として行なったことを明らかにしているが、この澤井郡代は紹簡の隠居後、同小左衛門に引継がれ、結局、元和五年には銀山附役人になっているのである。

また、大久保長安が佐渡金銀山奉行に任せられた後、長安の家老（目代）として銀山方の支配に活躍した、宗岡佐渡（彌右衛門）⁽¹²⁾には、次のように記してある。

權現様御代、慶長五子年、爲御上使大久保十兵衛・彦坂小刑部石州江下向、國中御仕置被下置相勤、其後出府仕、權現様江御目見仕、金銀山見立其外御切米貳百俵被下置相勤、右佐渡儀、宗岡彌右衛門與申候所、其節被召抱、御用之節者、御傳馬御朱印頂戴仕、御用相勤候所、其後右彌右衛門江佐渡與申所を被下置、佐州銀山支配被仰付、且大久保十兵衛於石州貳萬石拜領地之内五百石佐渡配分有之、慶長八卯年大久保石見守石州銀山奉行之節、佐渡國江渡海仕、御仕置御用相勤申候、右古書物當時私所持仕罷在候、尤吉岡幡五郎、先祖吉岡隼人儀、出雲與申名ヲ被下置、佐渡同様相勤申候ニ付、御傳馬御朱印壹通者、隼人・彌右衛門兩人之名宛ニ而被下置、當時、吉岡幡五郎所持罷在候、右佐渡儀、慶長十九年寅年、於佐州病死仕、同年、竹村丹後守石州銀山奉行之所、於石州快喜兵衛江家督相續被仰付候

とある。しかし宗岡佐渡は『佐渡年代記』によると、慶長十八年「大久保石見守か目代宗岡佐渡は今年三月十六日に死す。澤根町一向宗専得寺に葬る」⁽¹³⁾とあることから、大久保長安の病死直前に死亡したことになっている。

このように宗岡佐渡・吉岡出雲の銀山付役人が、後年、佐渡金山の鉱山方の支配に当たることは、採掘法においても石見と佐渡は技術的

にも密接な関係にあったことができるるのである。

石見国邇摩郡大森にある城上神社は、「延喜式神名帳」の初筆に載せられた式内社であるが、次のような文書が所蔵されている。

神領六拾石 當時高七拾三石

御治世之始、慶長七寅年大久保石見守殿銀山奉行之節被申上、唯今之神領六拾石御寄附ニ相成、其段寛永六年竹村丹後守殿奉行節、檢地打出し相成候高拾三石餘、其儘御寄附相成候事、

また、城上神社は『大森町神社明細帳』⁽¹⁵⁾によると、次のように記してある。

城上神社 佐摩村守大森

一、祭神 大物主命

一、由緒 鎮座年月不詳、古傳曰、仁明天皇御宇承和四年預官社、清和天皇御宇貞觀五年十一月預官幣云々、

醍醐天皇御守延喜式勅撰之節、式内神名帳に城上神社を以て、石見國邇摩郡の弟初筆に載せらる。慶長八年十月當國奉行大久保石見守より當村、尼地高六拾石の地租を永世當社之寄附せられ、古來、救旱穰疫の神威顯然たる由來を以て產子申請願して孝明天皇御宇安政五年八月正一位神殿に分明ならず。今上天皇御宗、明治六年五月、県社に定めらる。正親町天皇天正五年造營、後西院天皇萬治元年再建、靈元院天皇延寶八年炎上、元祿八年再建、享保十年修理葺替、寶曆七年新造營、寛政十二年三月十四日大森駒足町より出火、未申の烈風急火にて町内過半焼失の節類焼す。神殿始め末社寶庫等に納置たる神寶・舊記の大樹とも焼け失う。大森の地名はこの大樹より出る由古來申傳う。

なお、『大森鑛山資料 神社・佛寺篇』⁽¹⁶⁾には、正親町天皇の天正三年（長篠の戦）に造営せられた。其後數度の造営があつたが、延宝八年

年と寛政十二年の兩度の火災にかかって社殿が焼失した。なかでも寛政の炎上は駒足町（栄泉寺前の油屋）から出火して延焼したもので、多くの社宝旧記及び境内の千歳を経た森の大樹等も悉く焼失してしまった。大森なる地名はこの大樹の森に由来すると伝えている。したがつて現在の社殿は文化八年の造営である。

城上神社には、大久保長安が銀山支配に当り奉納したという。能面三面および南蛮風の帽子二つが保管されている。長安が何故、能面を奉納したかは明確でないが、金春宗家藏「大藏大夫相傳次第」によれば、

（前略）大藏藤十郎と言、十九歳迄、大藏大夫を持つ、夫より權現様江御奉公ニ被召出候而後ニ大久保石見守殿是也、則御知行も拾萬石餘拜領被申候而、四品ニ成被申候、如此之仕合故、其後之大藏大夫無之ニ依テ、權現様江石見守殿御訴訟被申上候ハ、昔より金春と大藏ハ惣領すじの家ニ而、金春たへ候へハ大藏よりつぎ、大藏たえ候へハ、金春たつぎ申作法之家ニ而御座候間、金春大夫禪曲ガ忤ヲ養子ニ仕候而、大藏大夫ニ立テ申度由御訴訟申上ル、則御訴訟相叶、權現様御上意ニ而、金春禪曲か三男我等ヲ權現様より大藏大夫ニ被爲仰付被下候（以下略）

とある。これによつて、長安が土分に取立てられた後、大藏大夫の断絶を去け、金春禪曲三男の氏紀が、長安の養子となつて大藏大夫を相續しているのである。こうした経緯によつて、長安が代官頭、金山奉行に任せられた後も、なお猿樂衆大藏大夫とは絶縁でなかつたことに関連しているといえよう。

『石見國名跡考』⁽¹⁸⁾によると、「大久保長安は、初名を信安と云ひ、大和國人にて、本姓は詳ならずとぞ、墓は銀山の大安寺と云に在り、大

安院殿正譽一的朝覺大居士、慶長十八癸丑年四月廿有五日」とあり、初名を信安といつたと記してある。

大久保長安は、慶長十二年、現在の大森町銀山に大安寺を建立し、淨土宗極樂寺の三世良隨を招いて住職を兼務させたのである。⁽¹⁹⁾そのため大安寺跡には、大久保長安の墓と、「石見守大久保公碑」⁽²⁰⁾が立てられており、その碑文には次のように記してある。

公諱長安初名信安

⁽²¹⁾ 和州人也、本姓未詳、微時以雜技仕甲武田氏、武田氏

亡、客事大久保相模候

忠隣、忠隣叔父忠佐奇

其才命冒姓大久保稱十

兵衛、神祖出行駐、駕

駿之巖淵公、因青山幸

成上言、開鑿金銀山殖

貨財焉、於是召見嘉納

其言、慶長五年庚子、

遺公及彦坂刑部監石州

銀山、既而率州人勝任

者誰某至佐州鑿金山有

功、總管諸道金銀山之

事、九年丙辰敍從五位

石見守、先是賜采邑於

石州、更封武州瀧山入

二萬石、或曰三萬爲關

東典農巡察佐石及伊豆

陸奥等金銀山司其事如

故、十八年乙丑四月二



大久保長安の墓と碑 島根県大田市大森町一大安寺跡一

十五日病卒於瀧山、子男子十二人、各爭嗣國除、初公至石州也、與極樂寺三
世純應上人善、以故當時公所寄附寶器若干云、招魂墓之在於此也、亦以其遺
愛與上人爲莫逆也、祠堂所設曰大安、或取之公姓諱與、今寺主上人融譽與府
胥吏相謀欲立碑、紀其略請昌作文、而公功績不遑據史籍而精覈焉、乃書土人
所傳勒之石爾、蓋聞吾邦大古金銀未產十有餘年矣、後稍々出之、而國用不
洽、仰給異方亦且千年矣、慶長五年關原役竣、國家一統、越明年海內諸州出
寶貨古來所未聞也、不獨吾東方、宇宙之間無可比類也、若夫石州銀山不詳其
始、室町季世大内氏割據關西、威服隣國、石州亦屬焉、遂有銀山致富、永祿
・天正之際、雲之尼子、藝之毛利皆知其爲寶藏也、戰爭相傾日暮易主、銀山
亦隨而喪、豐王之世亦未聞殊功也、庚子歲、自公初監臨起鑿坑之穫生銀、其
麗不億、銀山於斯爲盛、今府吏祖先皆蠶而有力焉、嗚呼天實降福於我國家
也、而公首言天下金銀山之事遂有成功、不亦大矣乎、

寛政六年甲寅春二月 東都 菅谷長昌撰

本州 佐和昌拜書

この碑文は、江戸時代の後期、寛政改革の直後に、石見代官菅谷彌
五郎長昌の撰になる大久保長安の紀功碑である。周知の如く長安は、
死後、陰謀、贓罪の理由によって、その一族に誅罰に加えられてい
る。したがって、江戸時代には、こうした長安の碑を建てるることは、
銀山開発の業績を評価されていながらも、実際には、きわめて困難が
ともなっていたといえよう。にも拘わらず、幕府代官の手により碑文
が述作され、建てられたことは、鉱山の盛衰に関連し長安の手腕を再
評価し、盛況を祈願する在地の動きがその背景をなしていたものとみ
ることができる。

現在、大久保長安の位牌は、大田市大森町、大森銀山付近の淨土宗
極樂寺と、古義眞宗清水寺の二寺にある。極樂寺の法名は「大安院殿

前石糸太守一的朝覺大信士」とあり、清水寺は、表が「大安院殿正譽
一的朝覺大居士」、裏は「銀山御奉行之祖 朝散太夫從五位下 大久
保石見守長安 慶長十八年癸丑四月二十五日」とある。

このように大森銀山の開発をめぐる大久保長安の関係は、江戸時代
を通じて、密接であったことが窺知されるが、さらに、現在、大田市
水上町の三瀧神社の祭神には、大久保長安が加えられている。これら
は、他に類例も少いことから注目すべきことであろう。
即ち、水上村の『郷土誌』⁽²³⁾に収録されている、「三瀧神社」の項に
は、

天平八丙子十月編纂にかかる石見風土記神明帳に記する處によれば邇摩郡美
多氣神社。延喜式内社にして一名水上神社と稱すと傳ふ。

一、祭神

大己貴命(大國主命)
小彦名命(事代主命)

合殿 八幡宮

一、祭神 應神天皇

合殿 大内神社

一、祭神 大内義弘

合殿 豊坂神社

一、祭神 毛利元就

合殿 大久保神社

一、祭神 大久保石見守

以上祭神ナリシニ明治四十四年 月 日大字三久須鎮座八幡宮ヲ移シテ合殿(祀)

ス。(中略)

八幡宮 大内神社 豊坂神社 大久保神社合殿ノ由緒不詳。

また、「安濃郡大田町
神西山鎮座大田八幡宮傳記」⁽²⁴⁾によると、

慶長年間以後、徳川幕府大森銀山ニ奉行所ヲ置キテ以來、大久保石見守長安公ヲシテ社領ヲ檢地打渡シ神領ノ保護ヲナセリ、又、時々代官ヲ參拜セシメテ神祭ノ盛大ナランコトヲ獎励セラル

とある。「大田北八幡領打渡之事」⁽²⁵⁾

石州安濃郡大田北八幡領打渡之事

上畠 壱畝廿二歩 分米壹斗四升

上畠 貳畝拾貳歩 分米貳斗

上畠 三畝歩 分米貳斗四升四合

麥田 壱段三畝拾壹分 分米貳石四斗一升六合

上田 三畝歩 分米五斗

田小巳 壱段六畝廿壹步

田小巳 七畝四步

田畠合 貳段三畝廿五歩

米合 三石五斗定

右前々任證文被渡申候 如件

慶長八年卯八月十三日

九右衛門作

同人

内藤小作

いち免
右京作

無上靈寶神道加持

大工 石藏物左衛門 頭取

慶長十一年丙午六月十二日

これは、長安の在任中、代官幸田與右衛門尉の願出により、社殿の再建が行われたことを示すものである。

このように大久保長安は、慶長八年には寺社領檢地を銀山領に実施する反面、その再建を行うことによって、民政支配の拠点に、寺社を組み入れていったものということができるものである。

石橋 宮内介
長井 勝右衛門
景山 理兵衛
萩原 五郎左衛門

神主 九右衛門殿

登 いち との

これによつて、長安が石見銀山奉行の折、北八幡領の檢地が、手代の石橋宮内介の他、三名によつて実施されたことが明らかである。さらに、この大田北八幡宮の慶長十一年の棟札⁽²⁶⁾には、次のように記されている。

- 注(1) 石見國銀山文書（内閣文庫所蔵）
(2) 石見國銀山文書（内閣文庫所蔵）。慶長十年三月十七日、安原備中因繁の自筆の自伝（清水寺所蔵）に「當石州銀山爲御奉行大久保石見殿、三枝源藏尉殿、彦坂小刑部少輔殿被成御下着」とある。
(3) 『佐渡年代記抜書』によると、「宗岡ハ慶長八年ニ來り」とあり、後述の「由緒書」にも、「慶長八卯年大久保石見守石州銀山奉行之節、佐渡國江渡海仕、御仕置御用相勤申候」とある。
(4) 石見國銀山文書（内閣文庫所蔵）。
(5) 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一 五〇三—五〇七頁。
(6) 和田隆定『極樂寺誌』七頁。しかし「大森鑛山資料 神社・佛寺篇」の「大安寺」には、「慶長十年本寺極樂寺、第三代目住職良隨開基、銀山前奉行大久保石見守より建立、寄附其後度々修理し」とある。

(7) 石見國銀山文書（内閣文庫所蔵）。

當國守護大久保石見守藤原朝長安 大田神主 布施八郎治良
奉再建大田北八幡宮本社 願主 代官幸田與右衛門尉

とあり、横には、「神主 藤原政隆謹寫ス」、また裏面には、

慶長十一年丙午六月十二日

（41）

(8) 島根県大田市大森町駒足区、山中のぶ氏所蔵。

(9) (10) (11) (12) 山中のぶ氏所蔵。天保十三年一二月「由緒書」所収。

(13) 『佐渡年代記』卷之一、しかし宗岡佐渡の死については、『佐渡年代記拔書』三、によると、「宗岡ハ慶長八ニ來り、同十當國ニ而卒、一向宗澤根町專得寺ニ葬、法名道雪ト云」とあり、また吉岡出雲については「吉田（吉岡の誤り……筆者）ハ慶長十已年ニ來、銀山支配ト云」とある。これによると宗岡佐渡の死後、吉岡出雲が佐渡支配の大久保長安の家老に任せられたようと思われる。このことは、前記の『佐渡年代記』卷之一、慶長九年、長安の佐渡渡海に従い吉岡出雲が銀山支配に任せられたことと、その経緯が異なっている。ここでは「由緒書」の記載に近い、慶長十八年三月十六日死亡説をとることにする。筆者も佐渡調査で、宗岡佐渡の墓を確認した。墓石には崇光院釋道雪墓と刻んである（村上直「近世初期佐渡鉢山の支配について——とくに大久保長安を中心に——」『信濃』第一八卷第一号参照）。

(14) 島根県大田市大森町城上神社所蔵。

(20) の關係淺からざるを知るに足るか、註 しかし現在消滅する。大安寺の建立については、慶長十年と十二年説があるが、前記のように、一応、最終的には十二年に普請がある。墓の入口には「大久保大安寺廢寺跡に、大久保長安の墓と碑がある。墓の入口には「大久保石見候菩提所 大安寺」（橋本孟氏の御教示による。なお現在は、前は崩れて確認することはできない）、裏面には「文久元辛酉年十一月、兼任極樂寺十八世說譽代再建之」と刻んである。長安の墓は、五輪塔の右側に「朝散大夫從五位下石見守大久保候 再建之」と刻んであり、正面は一部崩れて不明である。恐らく「大安院殿正譽一的朝覺大居士」とあつたのである。この五輪塔は再建されたと明示してあることから、既在の墓が破損したのを江戸後期に再建したと推定できる。管見によれば佐渡の大安寺には、大久保長安の逆修塔が存在していることから石見の大安寺にも、同じ逆修塔が再建以前には建てられていたものと考えられる。なお、碑の前には、銀山師寄進の灯籠がある。

(21) 碑文の撰は、寛政二年一同年六月石見代官に在任した菅谷彌五郎長昌である。碑文は、「石見における古今の大儒、經學において優に一家をなす」（『石見誌』）といわれた佐和華谷の書である。華谷は勤王に志し、追われて大森に逃れ觀世音寺の住職になつたといわれ、銀山に多くの弟子をもつていたという。なお、大森町下河原の旧天神社境内には、その子弟五郎（九華）と門人の建てた、佐和華谷の碑が現存する。

(22) 碑文において、菅谷代官が長安の初名を何故、信安と書したか、資料的には不明である。この點、『石見國名跡考』が「初名を信安と云ひ」とあることもこれに関係しているらしい。ただ「石見國銀山文書」（内閣文庫所蔵）のなかに、銀山付役人河野與右衛門宛の九月三日付の署名に「大久保石見守信安」とあることに原因しているとも考えられるが詳細は不明である。

(23) 石村禎久氏の御好意により、閲覧した。

島根県大田市大田町大沢七五二、白石鞆夫氏所蔵。

(24) 白石鞆夫氏所蔵。「安濃郡大田町・神西山鎮座 大田八幡宮傳記」所収。

註 1 大久保石見守に一妾あり（或は本妻なるか）守の目を盗みて不義を働く之を知る所となり、怒り甚だし、即一室に閉ぢこめて室に放った蛇を以てし終に死に至らしむ。（攻倉）それより後、女の亡念即ち蛇となりて出現し、石見守を苦しめたり、守亡念を慰むるに一寺を建立以て祭る。之大安寺なりと古老の傳なり。

註 2 大安寺境内に大久保石見守の墓石あり、銘するに略傳を以て一部缺けたし共、碑文や完全に残る以て石見守を知り、亦、大安寺と

石州銀と輸送路

大森銀山より産出された石州銀は、月々精鍊届出た高を銀蔵に收め、毎年十月より翌年九月までを一か年分として大坂に運送されたと

いう。⁽¹⁾この場合、悉く目方を懸改め五百五匁を一包として、大森・萩原・小原（柏淵）・浜原・九日市、さらに酒谷・赤名・布野・三次・

甲山・御調から備後国尾道迄三十一・五里を繼送り、ここから船積みによつて大坂御銀蔵まで輸送されている。⁽²⁾このように産銀の大坂輸送は、陸路と海路によつたのであるが、一部は廻米とともに大森から降露坂こうろざかを越え、西田（現在、温泉津町西田）を通り、温泉津に至り、舟運によつて裏日本経由によつて輸送されている。⁽³⁾

銀山町と西田の境の降露坂には、慶長十年十月二十六日付で、大久保石見守長安署名の次のような地錢免除の制札が立てられていた。⁽⁴⁾

當銀山并温泉津、地錢（永代赦免）ゑいいたいしやめんせしめ訖、此旨を以、彌家（普請）ふしん（い）い

慶長十年十月廿六日

石見守（花押）

これによつて銀山と温泉津町が、石見銀山を支配するに当り、重要な拠点となつてゐたことが明らかである。即ち、温泉津は裏日本の海運の寄港地とし、温泉津・破路浦・小濱・沖泊を四ツ浦と稱し、良港と知られていたが、先述のごとく温泉津町日蓮宗惠瑞寺には、すでに慶長八年五月十四日付、大久保十兵衛長安署名の制札が出されてい

る。

温泉津が銀山の搬出港として重要な役割を果してゐたことは、文書によつても窺知することができるが、「温泉津町史」⁽⁵⁾には、次のように記してある。

徳川時代に入りて、銀山領の置かるるや、當港は、上納米及び銀・銅の主要なる搬出港となり、加ふるに江川流域一帯より得たる原料によりて鑪（なだら）を字金剛畠及び鑪に設けるに及んで貨物の出入が一層頻繁を加へてきた。なほ杵築・大浦などの諸港が港湾の淺きため船舶の發達するに及んで次第に衰微に傾けるに反し當港は、大型船舶の投錨地港として、益々その眞價を發揮し、船舶の出入愈々繁く、越前・加賀・出羽地方の所謂、北前船の寄港地として、ことに春より夏にかけて其の數夥しく、主として米・板材・昆布・鮒等を大阪方面に回送した。

銀山領の御用船は、三葉葵の紋章を染めぬきたる旗を揚げて、上納米を大阪に運搬し主として因幡の船がこれに當つた、之に倣つて、領内の船は「銀山御領藏入」と墨書した幟を押し立てゝ諸所に出入したものであるが、その港に入るや、他に先んじて荷役し、港内がいかに混雜していくも、その出入に際して他の船は艤綱を弛め、張綱を解きて明けて通すという風であつた。

當港出入船舶の監督役として銀山奉行は温泉津と小濱とに一ヶ所づつ番所を設けた入港の船舶は「往來箱」をここに預け、その出帆に際して之を受取らねばならなかつた（以下略）。

この記事は、直接、大久保長安の銀山支配の時期を示すものではないが、温泉津が銀・銅の搬出港としての役割を知ることができるので、その濫觴は大久保時代に溯ることはいうまでもない。

慶長十一年十月、「温泉津屋敷安堵銀付立」⁽⁶⁾によれば「銀三枚 松浦平兵衛」以下四十六名について記載されており、末尾には、

銀合貰貰九百五拾貳又六分

右取立屋敷安堵銀各立合申候 依如件

午十月十日

駒 勘左衛門 判

今井 宗甚 判

宗岡 彌右衛門 判

吉岡 右近 判

増嶋 左近 判

御勘定所

御奉行所
市左衛門

則御免札御座候、以上
元祿五年申 庄右衛門
十二月 惣左衛門
吉左衛門

とある。駒・今井・宗岡・吉岡・増嶋の五名は、大久保長安配下の銀山付役人である⁽⁷⁾。別紙の写しには、

如此右之五人奉行衆之改帳、此方へ請取其帳面之迂を以銀取立不殘御藏納申候、則證文預り置候付而、無紛銘々書寫各へ渡置申候、以上、

申ノ極月廿八日 宮田長左衛門

正定（花押）

温泉津

川村肥後殿

中嶋平兵衛殿

松浦平兵衛殿

多田三郎左衛門殿

各老中

とあり、これらの銀立は残らず藏納となつていてることを明らかにしている。

と、大久保長安によつた免許地が、そのまま踏襲されていることを知るのである。

大久保長安が温泉津を銀山支配において重視したことは、現在、延命院惠瑛寺の境内に、彼の墓があることからも明らかである。この墓は、正面に「⁽⁸⁾前石川 大安院殿一的朝覺大居士」、右側面に「慶長十八癸丑四月二十五日」、左側面に「再造 二百歳正當文化九年申年 當山二十二世日淨」と刻まれており、長安の二百年忌に際し、再造されたものである。すでに寛政六年二月には、大森町大安寺跡に紀功碑が立



大久保長安の墓
島根県隠岐郡温泉津町 恵瑛寺境内

てられ、銀山の盛況について、長安の再評価の動きがみられているが、こうした銀山領全般の傾向を反映し、長安の墓も再造されたとみることができよう。また、それにもない、温泉津には大久保長安との関係を示す遺跡も残っているのである。⁽¹⁰⁾

注 (1) 『島根縣史』九 六九二頁。岩成博「石見銀山と交通路」(山岡榮一編『後進地域の社會と文化』二二一頁)。

『石見國銀山文書』のなかに、「一筆令啓達候、仍石州御運上銀京都へ指上セ申候、就夫浦々泊々如例年番舟・篝已下被入御念御申付可被成候、委細宰領口上ニ相含候、恐々謹言 三月十一日 杉田又兵衛(花押)尾之道・鞆・下津井・牛窓・室津・高砂・明石・兵庫・尼ヶ崎、右町奉行衆」とある。

(2) 『島根縣史』九 六九二頁。坂根・江面・高橋『石見銀山』一〇〇一〇一頁。岩成博「前掲論文(前掲書二二一~二二二頁)」

(3) 『島根縣史』九 六九三~六九四頁。同書には竹村丹後守ら署名の關係文書を收録しているが、そのなかには、

萬取引遺銀はいふき仕候事、九月朔日より極月まで銀三百目ニ温泉津之五郎右衛門に申付候、はい吹貸之儀者、只今まで取候ことくに可旨可申付候、可有其御心得候、若非分之儀於有之は、何時も早々此方へ可有御届候、恐々謹言、

八月廿五日 竹丹 後

野口又左衛門殿
樋口勝右衛門殿

急度申入候、其地舟持中温泉津粗米こぎ可申由、御代官衆中より被申付候處に、何かと申上候、承引無之由候、舟手米諸切米に相渡候門、急度御申付て御こかせあるへし、様子も候はハ可承候、恐々謹言、

極月六日 竹丹 後 花押
ゆのつ御老中

(4) 岩成博「前掲論文(前掲書、二二三頁)」
島根県宍道郡温泉津町温泉津口、多田英一氏所藏。この制札が降露坂

にあつたことは、『當銀山并温泉津』とあることからも窺知される。(橋本孟氏の御教示による)。

多田英一氏所藏文書。「大久保石見守様銀山町地錢免札寫」には、大久保長安の地錢免札の記載の次に、「寶永五年子五月廿五日御役所江差上御寫被遊江戸表江御上ヶ被遊候由、御免札色紙ニ記有之候。其後、明和三年丙戌年二月廿四日、御代官川崎平右衛門様御入湯ニ御越被遊御茶屋御逗留之内、温泉津地錢御免札御上覽ニ入申候、元メ御手代吉野源市郎様御取次キ被遊御上覽之上御代官様被仰候者、石見守様御自筆與被仰候由、吉野源市郎様被仰聞候、尤右御免札御茶屋江持參仕候節、庄藏儀忌中ニ付同役宇野右衛門持參仕候、御上覽之上早々御戻被遊候、依之書記置申候、

戊二月廿八日

と記してある。

(5) 島根県宍道郡温泉津町役場の御好意で借覽した。なお同町史は刊本ではない。

(6) 温泉津町温泉津口、多田英一氏所藏。

(7) 今井宗甚・宗岡彌右衛門・吉岡右近の署名は前出の文書にある。(石見國銀山文書)。駒勘左衛門は、關東において大久保長安の手代衆に駒橋勘左衛門がいるが、これと同人物かは未詳。

(8) 温泉津町温泉津口 多田英一氏所藏文書。

(9) 惠院寺境内に大久保長安の墓のあることは、石村禎久氏により明らかにされた。この墓は日淨の再建されたものであるから、以前に長安の墓があつたといえる。法名は、現存の大森町清水寺の位牌「大安院殿正譽一的朝覚大居士」に似ている。

(10) 石村禎久「石見銀山物語」一二六~一二八頁。村上直「大久保石見守長安の研究覺書」『信濃』第一九卷第二号。

大森銀山と佐渡鉱山

石見国と佐渡国との関係を示すものとしては、大久保長安の支配以前、文祿四年五月廿四日、石見国の忠次郎・忠兵衛・忠左衛門が佐渡

に渡り、鶴子本口間歩を開拓したのにはじまるといわれている。⁽¹⁾

しかしながら慶長六年以後、大久保長安の銀山奉行就任によつて、空前の盛況を示した石見銀山が、慶長八年以後の佐渡鉱山にどのような影響を与えたのであらうか。これについては『佐渡年代記』⁽²⁾には、金銀山の内、山仕共を雇ひ御入用を以穿出す所を、御直山と云、山仕之入用を以稼ぐ間歩を自分山と云。此時御直山三拾六ヶ處ありて、右之山仕三拾六人へ俸米百俵宛を與へ、炭・留木・鐵・松蠟燭等十分に渡せしと也。松ろうそくは松やにを竹のかはにて包み敷内へ灯す。此山仕共、多くは伊豆・石見より來りしと云。割間歩を始數拾ヶ所の間歩間歩彌繁昌せしにより石見守言上せしにや、味方但馬・原淡路・西山丹波など云山仕共、御目見をも被仰付しと云。味方但馬は生國江州三方郷より出しものにて、京都江戸の内數ヶ所屋敷を構へ佐渡郷中にも田園數多有し也。

とあり、また『佐渡風土記』⁽³⁾にも、

彌銀山盛ニなりけれハ、伊豆・石見兩國ら、銀山功者成ものを呼寄、山師と名付、銀山を被預、此人數三拾六人、銀山取立三拾六ヶ所、壹人江壹ヶ所宛預ケ稼せられし

とある。これらによつて大久保長安は、幕府金山奉行として、石見・佐渡・伊豆の金銀山支配を統一的に行なつていたことは明らかである。伊豆金銀山の支配は、実質的には慶長十一年一月、彦坂小刑部元正の失脚後、長安の直接支配が実現するのであるが、すでに慶長八年の佐渡支配において、銀山付役人の交流が行われ、技術的にも石見国で示された鉱山採掘の技術が導入されたとみることができる。⁽⁴⁾とくに佐渡における金銀山方を担当、且つ、これを掌握した、宗岡佐渡・吉岡出雲は、石見銀山付役人より抜擢された者であり、この点、『佐渡

年代記抜書』によると、

一 (慶長九年) 今年石見守渡海、在府之時者、當國爲三留守居⁽⁵⁾、家老吉田出雲、宗岡佐渡、大久保山城交代ニ而仕置有⁽⁶⁾之候由

とある。これによつて、宗岡・吉岡が佐渡國留守居として採掘上の指導的位置にあつたことを知るのである。⁽⁶⁾

このように大久保長安を金銀山支配の頂点とし、石見・佐渡・伊豆の鉱山開発の盛況は技術的な交流のなかで実現されたものとみるとことができる。結局、鉱山直轄制に基づく、幕府権力の在地浸透は、大久保長安の統一的な掌握を前提とし、その全般的に成果を高めていったということができるのである。

石見銀山付役人の佐渡への移動は、一説には佐渡において、とくに慶長十二年以後、苦慮した坑道における海水の排除に對する技術上の解決を目指したといわれるが、この点、技術的交流がどのような成果をもたらしたかは明かでない。

宗岡佐渡が秋田藩の院内銀山の開発に、間接的ながら関係し、慶長十三年四月「奥州南部及び松前邊金山ありとて、佐渡より鑿工等競ひ赴くといへども、松前にては糧乏しきが故、飢兆なりとて、領主松前民部大輔慶廣の境に工人をいる事をゆるさず」⁽⁷⁾とあるように、佐渡より銀山付役人の下向を企図していることは、長安の技術導入により鉱山開発の成果を全般的に高めることを眼目としていることを示しているのである。

このように優れた成果を示した石見国大森銀山の採鉱技術が、やがて佐渡・伊豆および生野など幕府直轄鉱山に銀山付役人の交流と共に

に、浸透して(10)いく過程において、空前の全国的鉱山開発の盛況が到來したとみるべきで、ここに石見国大森銀山が、わが国の鉱山史上に果した画期的な役割を想起する必要があるといえるのである。

現在、佐渡の相川町字姫津は、石見国より移住民の旧村であるという。「雑太郡姫津村略解之事」⁽¹¹⁾によると、次のように記してある。

一、姫津村の先祖^元奉申ハ元^(石見)之國の住人成ル事の處、當國江着岸ましる
□□字相川の上土路の間に居住致シ候へ共、喰分も相□□候ニ付、當地を
見立來候、先祖ト奉申ハ漁喰業致居候、(中略)岩見徳左衛門同名與^(右)三衛
門、同名久八、右三軒、□衆中御厚恩ニ付、村方家數も多く相成候ニ付、
漁師商賣モ手廣ニ相成候ニ付、三軒衆中ニ證據も有之候也、
慶長之辰、二月廿二日之時、佐渡御奉行大久保岩見ノ守ノ御時代成浦々
喰分御監札御頂戴仕り候事、

と、その経緯を伝えている。

結局、大久保長安が佐渡支配を行ふに当り、漁獲技術の優秀な徳左衛門、與三右衛門、久八の三名を上土路(相川町)から姫崎の先端の澗を開発し移住させたという。⁽¹²⁾ついで慶長九年二月二十二日、佐渡全島の漁撈の特権を賦与する鑑札を与え、漁業法の指導に当らせたといわれており、「岩見徳左衛門 獵船」「佐渡諸浦 辰二月廿二日」の鑑札⁽¹³⁾が伝えられている。

石見国より佐渡国への移住は、他に慶長十年に石見国から神官である安岡長門を相川へ招き、祭祀を司らせたといわれ、また、姫津村独特の左櫓が石見伝来のものであることから、石見と佐渡が接近しているとみることができよう。

慶長十九年、大坂冬の陣において、幕府は銀掘りを集め堀の水抜を

命じ、櫓・石垣の掘崩しを計ったという。とくに石見・佐渡・生野にその実施を命じたといい、『台德院殿御實紀』によると、同年十二月十一日の項に、「間宮新左衛門直元、島田清左衛門直時、日向半兵衛政成に、但馬・石見銀鑛の役夫を召て、城櫓石垣等堀崩さしむべしと命ぜられ、此輩巡察し、加賀・井伊・藤堂の陣所より堀鑿つべき地勢あるよし聞えあぐる。よて鑛工數百人をして、其地より鑿たしめらる」とある。このとき石見銀山奉行は竹村丹後守の在任であったが、掘子三百人を山中市兵衛・田中久右衛門・厚東多右衛門の地役人に引卒、安原備中、渡邊備後を宰領人にして天王寺口の藤堂和泉守の攻口から掘らせている。このとき竹村丹波守より山中市兵衛らに与えた書状⁽¹⁴⁾は次の通りである。

猶々跡よりかねほり越候間、御かせき肝要候、以上、

一書申入候、今度方々かねほり手わけ御ほらせ被成候處、石見衆堀口一番にほりつけ御披露候處、上様大かたならず御感の由、藤兵衛より申越候、併其方精入候故に、備中、主税其かんもなくよろこひ被申候、跡もかねほり百五
十人越候、定而あまた所御ほらせ可有之間、御かせきいよ／＼頼入候、今度御陣中のてからの由、何連も被仰下候、我等大慶不遇之、其方よるひるせい入候由、藤兵衛よりよく／＼申越候、何事もみな／＼相談にて、彌御ほらせあるへく候、承候様子者、頓而御扱ニ澄可申候、長々敷も有之間敷候間、退届札が伝えられている。

竹　丹後守(花押)

十一月廿八日

山中市兵衛殿

参る

猶々、度々申度候へ共、いかにも取込候間、早々申候、以上、

態申越候、去十五日藤堂和泉殿仕寄る堀候處、同十八日夜半ニ物廻のほりへ
堀付御披露候處、御感候由、殊藤兵衛御めしにて、彌可入精由候、恭御詫之
由申越候、今度御陣中の高名併各よるひる苦勞才覺のゆへニ候と藤兵衛ら申
越候、跡々參候百五十人も頓テ可參候、彌あまた所より申候様ニ御さいか
く肝要ニ候、藤兵衛方へも各へ懇致候へと度々申遣候、定而不届斗と存候、
長々敷も有之間敷、頓而御無事ニ澄可申候、此度儀候間、無退屈頼入候、我
等も頓而罷上可申覺悟ニ候、恐々謹言、

十二月廿八日

竹丹波守

(花押)

山中市兵衛殿

田中久右衛門殿
厚東多左衛門殿

参る

これによつて、堀子百五十人か増援され石見衆が堀穿の工事を担当
し成果を上げていることが窺知される。⁽¹⁹⁾ このように戦路上、坑道戦に
は石見・但馬・佐渡の銀掘り（下財）が重要な役割を果していること
を知るのであるが、銀山付役人や銀掘りは、近世初期において、戦国
期にみられた金山衆と同じ機能を發揮していたものと思われる。これ
によつても、すでに代官頭大久保石見守長安は、金山奉行として、諸
国代官及び手代衆、さらに銀山付役人、下財を掌握することによつ
て、巨大な在地支配力を示していたことができるるのである。

注(1) 麓三郎『佐渡金銀山史話』五頁。

(2) (3) 内閣文庫所蔵。なお『佐渡年代記』によると、「相川銀山初りてよ
り、他國もの夥敷來り住居す（中略）伊豆・石見より、銀山功者の山
仕を、太頭衆と唱へ多くハ北澤・濁川邊に住居する故、此者共住來の
道を、太頭坂と云」とある。

(4) 『台徳院殿御實紀』卷三（新訂増補『國史大系』五十。四〇三頁）慶

長十一年一月二日の項「去年よりして伊豆國銀山金銀多くいで、佐
渡國にをとらず、代官彦坂小刑部元成をかへて、大久保石見守長安にそ
の地を勾當せしめらる。元成は贓罪をただされ改易せられ、長子二子
共に家に押こめられる」とある。他に『慶長年錄』『慶長見聞錄案紙』
参照。しかし、慶長十一年六月に柴田七五郎康忠は「五百俵賜はり、
伊豆銀山奉行仰付られ、同心五十人つけらる」（『台徳院殿御實紀』卷
三、前掲書四一二頁）同じく川井作兵衛政忠も、同奉行となり廩米五
百俵、同心五十人が付屬されたという（『寛政重修諸家譜』）。これらは、
金山奉行大久保長安配下の奉行とみるべきで、長安の銀山支配が解任
されたことは意味していない。（『東京市史稿』産業篇第二、七四五
七五一页参照）

(5) 『佐渡風土記』によると「慶長八年卯年支配、翌年辰五月、惣勢百三
拾人に而佐渡江渡海」とあり、石見銀山付役人も多數渡海したと思わ
れる。

(6) 前掲、大田市大森町駒足区 山中のぶ氏所蔵。「由緒書」宗岡佐渡を
参照。

(7) 『台徳院殿御實紀』卷七（前掲書 四五七頁）慶長十三年四月の項に
「大久保石見守長安は、銀山檢断の仰を蒙り、去年よりより佐渡にお
しわたり、銀鑛を穿つといへども、海水多く鑛中に入て功を爲す事を
得ず」とある。山根俊久『石見銀山に関する研究』二二二頁。

(8) 「梅津政景日記」「大日本古記録」所収。山口啓二「近世初期秋田藩
における鉱山町—院内銀山を中心にして」『國民生活史研究2 生活
と社会経済』二〇〇頁。

(9) 『台徳院殿御實紀』卷七、（前掲書 四五七頁）『慶長見聞錄案紙』
山口啓二「近世初期秋田藩における鉱山町—院内銀山を中心にして」
（前掲書 一九六一—一九七頁）。山口啓二氏は「天文二年（一五三三）

(10) 博多の貿易商神谷壽禎の手により石見の大森銀山に導入されるに及ん
で、我国貴金属鉱山業は、新しい画期を迎えるに至つたのである。天文
十一年に開かれた但馬の生野銀山のばあい、石見の商人が鉱石を買
つて石見に送り、製鍊したことから始つたという言い伝えがあるよう
に、恐らく、石見大森銀山で開始された技術変革は、中國地方諸鉱山

で採用され、やがて全国に伝播したものであろう」と指摘されている。

(11)

(12) 『金泉郷土史』(昭和十二年刊) 四四五頁。

(13)

『北漢雑誌』第二十七号(明治二十三年一月二十五日發行)には、「慶長年間の漁業鑑札及び其圖」と題し、「本郡大字姫津村は戸數百戸、漁船六十七艘を有し、古來有名なる漁業地なりしか、今かの由來を云はんに慶長二年奉行大久保^(石)岩見守か岩見の國より四人の獵師を移住せしめ、これに一の鑑札を與へて諸海を隨意に漁獵せしめ例の鳥賊釣法を州人に傳へしものと云ふ、是等の故にや幕府にては米十五石三斗^(石)を村民へ下附せられしか其事は明治九年まで在來の儘にてありしとぞ、掲、當時移住せし四人は岩見興三右衛門、同善四郎、同久左衛門、同徳左衛門にて何れも皆子孫相續せりとぞ、爾るに鑑札は僅か一枚を餘すのみにて今井茂三郎氏が之を秘藏せり、會社員か一見せしに丁度ナタ作りと云ふか如きものにて眞黒に煤けかすかに文字を認む即左に其圖を寫して温古家を示す」とある。

(14) 『金泉郷土史』。また、佐渡相川にある大山祇神社への大久保長安の勧請祭文(慶長十二年七月)には「慶長十二年七月廿二日所祭之神二庄祠官安岡長門、天下安穏金銀山繁榮祈願不得止」とある。この安岡が、この安岡長門と同人物である。

(15) 『金泉郷土史』九二頁。

(16) 『台德院殿御實紀』卷廿二(前掲書 七四八頁) 山根俊久『石見銀山に関する研究』二二八一二三二頁。

(17) 渡邊備後については、『台德院殿御實紀』卷三(前掲書 四一二頁)慶長十一年六月十八日の項に「渡邊備後守金銀山探索の事を命ぜらる」とある。また『譜牒錄』(後編 内閣文庫所蔵)によると「慶長十一年六月十八日、御朱印壹通、御傳馬貳疋被爲下候(中略)其時分者、御陣多く、銀・なまり・竹たはたけ・無油斷才覺仕、御用に走廻り申候次にハ國々所々江罷越、鉛山を見立申候とて、城之要害見置、御尋之砌ハ様子言上仕候。歲若き時分より、御用に走廻り申候而、其以後御傳馬貳疋之御朱印頂戴仕候。是ハ大坂御陣九年前に被爲下候」とある。

(18) 島根県大田市大森町駒足区 山中のぶ氏所藏文書。

(19) 山根俊久『石見銀山に関する研究』二三一頁。

おわりに

以上、慶長年間、大久保石見守長安の石見国大森銀山支配を中心にお考査をすすめてみた。大久保長安の卓越した鉱山開発の技術は、すでに甲斐武田の藏前衆の時代に培われたものと推定されるが、それが本格的に發揮されたのは、慶長六年、石見国大森銀山の開発、以降といえるのである。

大森銀山の開発は、山師安原備中因繁らの優れた技術に支えられ、現在も大久保間歩・釜屋間歩の跡によって画期的な盛況を想起することができる。

銀山開発に伴う民政支配の浸透は、現存する関係文書および遺物・遺跡によって窺知することができるが、大久保長安の銀山支配については、常に狀況を在地の銀山付役人を通して報告させ、自ら指示を与えていたものと思われる。銀山付役人は、とくに史料上、五十七名について「由緒書」を通し考察を加えることができるが、これによると、石見国出身者を中心としたながらも、長安の石見国下向に随伴した甲斐・武藏・相模他の出身者も含まれており、広範囲に技術者が登用されたものということができる。しかも、これらの役人の登用は、慶長八・九年が圧倒的に多いのが特徴的である。

大森銀山領の城上神社には、長安によつて奉納された能面があり、大安寺跡には、墓と寛政六年二月の紀功碑が立てられ、三瀧神社の祭祀のなかには、長安が祀られている。長安は、慶長八年に銀山領の一部で社領の検地を実施し、また、同十一年には大田北八幡宮本社の再建

など、民政支配の拠点として、寺社の存立を重視しているのである。

石州銀は、主として陸路で小原・赤石・御調などを経由し、備後国尾道から船積みにて大坂御銀蔵まで輸送されているが、しかし他方は、一部、廻米とともに降露坂を越え、温泉津より舟運によって送られている。温泉津には、長安の制札の他、取立屋敷安堵銀についての長安配下の銀山付役人の署名の書付が残されており、惠院寺境内には再造された長安の墓がある。これによつても温泉津は、銀山支配の貫徹のため、その搬出港としてきわめて重要な位置を占めていたといふことができるるのである。

大森銀山においてみられた、優れた採鉱技術は、やがて佐渡・伊豆その他、直轄鉱山への銀山付役人の交流によつて、空前の金銀山の盛況が誘発されたとみるべきで、わが国鉱山史上において果した大森銀山の役割は、まさに画期的なものといふことができるるのである。佐渡の姫津は、石見国の移住者の村といわれ、長安は慶長九年二月、全島漁撈の特権を賦与する鑑札を三名に与えている。周知のように長安の佐渡支配に当り、彼の配下で鉱山方の支配を担当した家老(目代)、宗岡佐渡、および吉岡出雲は、石見国大森銀山付役人の出身であり、その採掘法は佐渡においても適用されたといふことができる。

また、大坂冬の陣においては、堀の水抜きが、石見・佐渡・生野の銀掘りの掘子に命じられたという。このように銀掘り(下財)が戦略上において、重要な役割を果していることは、鉱山採掘の技術が、きわめて広範囲に活用されたものと考えられるのである。

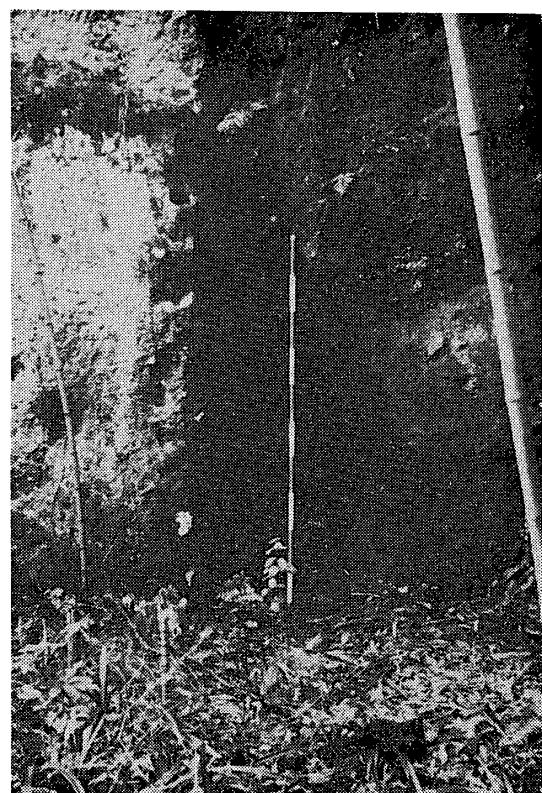
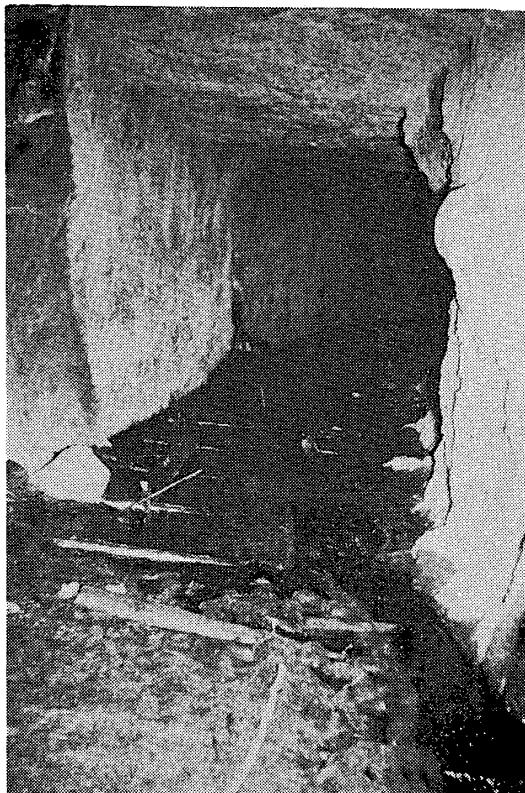
近世初期、重要鉱山は、江戸幕府の鉱山直轄制に基いて、金山奉行

大久保長安によつて全国的支配が実施されるが、その活況を基礎とする採鉱技術の発展は、石見国大森銀山の支配をもつて嚆矢とすべきである。結局、長安の従五位下、石見守の敍任は、大森銀山の功績によるものであり、またこの石見の盛況を契機とし、佐渡・伊豆の鉱山の活況を招くことになり、典型的な出頭人としての、長安の幕閣における位置を確定させたといふべきであった。

周知のごとく、大久保長安は陰謀・贓罪が死後、發覚されたといふ政治的理由によつて、一族は誅罰が加えられている。にも拘わらず、大森銀山領には、江戸時代後期になると、大久保長安の墓の再造、紀功碑の建設が容認され、現在でも清水寺・極樂寺には位牌が残されている。このことは、幕府権力の弱体化にともない、大森銀山の盛衰に関連し、長安の手腕を再評価しようとした、銀山領の全般の動向を示しているといふことができるであろう。

付記 成稿に當り、島根県大森銀山の史料調査に種々、御高配を頂いた、石村禎久氏、橋本孟氏、および温泉津町役場の方々、史料閲覧の便宜をはかつて頂いた温泉津町多田英一氏、大森町山中のぶ氏、大田町白石範夫氏、大田市教育委員会。また参考資料に御教示頂いた、島根大学内藤正中助教授および島根県立図書館、新潟県佐渡郡相川町持田千秋氏に厚く謝意を表するしだいである。

大久保間歩・釜屋間歩



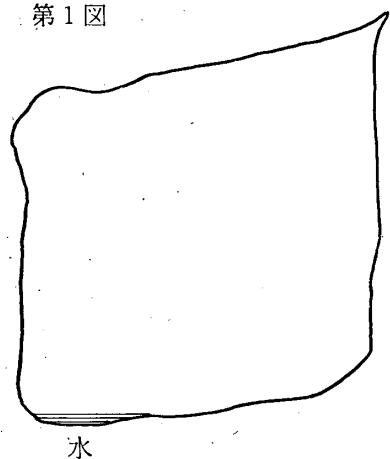
上左 大久保間歩 坑内 島根県大田市大森町字本谷

上右 釜屋間歩 入口 島根県大田市大森町字本谷

下 大久保間歩 入口 島根県大田市大森町字本谷

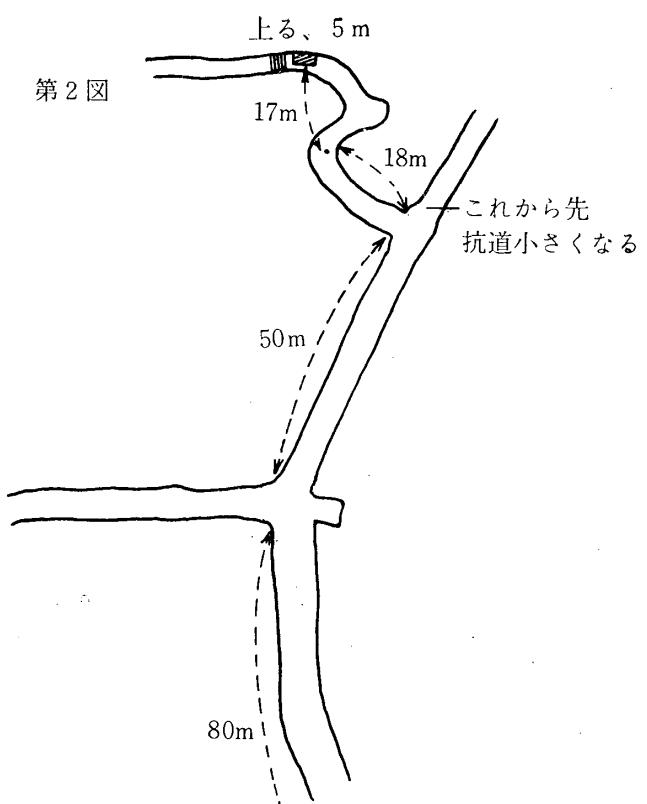
島根県大田市教育委員会 三谷亮氏 提供

第1図

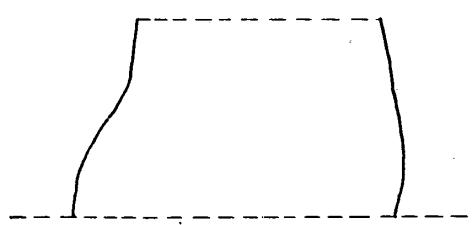


水

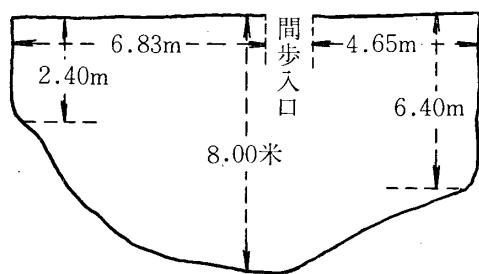
第2図



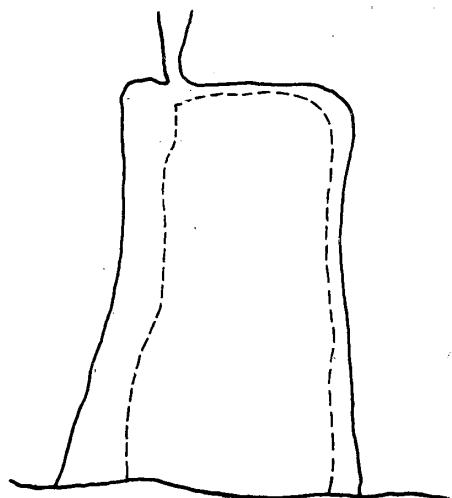
第3図



第4図



第5図



第1図 大久保間歩入口 断面図

第2図 大久保間歩 見取図

第3図 釜屋間歩入口 平面図

第4図 釜屋間歩前広場 見取図

第5図 釜屋間歩入口 断面図

(島根県大田市教育委員会 三谷晃氏提供)